

# 特別サポートルーム通信

2019.11 Vol.16

みなさん、こんにちは。北翔大学特別サポートルームです。

吹く風の冷たさを身に染みて感じる季節となりましたね。みなさんは体調を崩したりしていませんか？11月はインフルエンザが流行する季節でもありますので、日々の体調管理に十分気をつけていただきたいと思います。

さて、今回の特別サポートルーム通信では、「合理的配慮」についてお話をしたいと思います。

## 合理的配慮とは？

みなさんは「合理的配慮」という言葉を聞いたことがあるでしょうか？合理的配慮は、2016年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」によって定められています。その内容は、「**障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに負担が重すぎない範囲で対応すること（もしくは対応に努めること）が求められるもの**」とされています（内閣府HP：リーフレット「合理的配慮」を知っていますか？」より引用）。

現在本学でも支援の申し出があった学生に対して「聴覚に障害のある学生に対してノートテイクを配置する」、「障害の特性に応じて、座席の配置を決定する」等の合理的配慮を提供しています。社会的なバリアを取り除き、学生が同じスタートラインに立って学習に取り組むことができるよう「合理的配慮願ひ」に配慮内容を記載し、受講している科目担当の先生に配布をしています。



配慮内容の決定は、本人と支援者の建設的な対話を通じて行われ、本人の意思が重視されます。同じ障害であっても一人ひとりの特性や困難さが生じる場面は異なるため、個々のニーズをしっかりと把握することが重要です。本学においても、学生との建設的な対話および関連教職員を含めた協議を通じて配慮内容を決定しています。



合理的配慮の申し出には、個々の学生の障害の状況を適切に把握するため、原則として障害者手帳や診断書等の根拠資料の提出が必要となります。但し、現時点で根拠資料がないという場合でも、根拠資料の取得に関する情報提供や相談支援を行っていますので、困っていることや悩んでいることがある場合には、お気軽にご来室ください。本学における支援や合理的配慮について、さらに詳しく知りたい場合にもお気軽にご来室いただけましたら幸いです。



お気軽に  
ご相談下さい

問合せ先：特別サポートルーム(7号棟2階)

受付時間：平日 9:00～17:00

土 9:00～13:00（閉鎖日有）

※北翔大学HP内特別サポートルームカレンダーにてご確認ください

Tel : 011-387-3392

Mail : tokusapo@hokusho-u.ac.jp

